

実務事例

分類	給与手当	作成年月日	平成25年5月										
表題	新規採用職員が、転居が完了するまでに、旅館等に宿泊・通勤した場合の住居届、通勤届について												
内容	<p>① 事務処理内容 新規採用職員(熊本市出身)が、4月から転居することになったのだが、借家がすぐには空かないため、本人の希望で、転居できるまでは学校近くの旅館に宿泊し、通勤することになった。転居するまでの通勤実績は以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>4月1、2、3日は阿蘇にて研修</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4月4日(木) 熊本市内の実家⇒学校</td> <td>【旅館に宿泊】</td> </tr> <tr> <td>4月5日(金) 旅館⇒学校</td> <td>【旅館に宿泊】</td> </tr> <tr> <td>4月8日(月) 旅館⇒学校</td> <td>【旅館に宿泊】</td> </tr> <tr> <td>4月9日(火) 旅館⇒学校</td> <td>【入居開始】</td> </tr> </table> <p>熊本市内の実家から通勤した実績は、4月4日の往路のみで、旅館から通勤している日数の方が多いこともあり、4月1日現在での住居届、通勤届の認定はどうするのがよいのか分からなかった。</p> <p>②問題点や苦勞したこと(間違いなどで指摘されたこと)</p> <p>③実際やったこと、工夫したこと(訂正したこと) 学人へ確認したところ、熊本市内の実家で認定してよいということだった。理由としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休日には、熊本市内の実家に帰宅している。 ○4月1日～4月3日は研修期間だが、この期間に関しては、熊本市内の実家から通っていると考えてもよい。 <p>ということを挙げられた。よって、</p> <p>【住居届】…熊本市内の実家で認定。(住居手当非支給) 【通勤届】…熊本市内の実家からの距離で認定。(33,100円支給)</p> <p>※通勤距離計測結果報告書には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最短経路を実測(1回) ○実際に利用する経路(高速道路(益城くまもと～芦北)を利用)を実測(1回) ○キルビメーターで計測(熊本県万能地図を利用) <p>以上の結果を記入。(最短経路の実測は、片道2時間以上かかり職員の負担となるため、1回だけ実施。代わりにキルビメーターで計測。)</p> <p>その後、転居後の住所で、住居届、通勤届を改めて提出。5月より認定額変更。</p>			4月1、2、3日は阿蘇にて研修		4月4日(木) 熊本市内の実家⇒学校	【旅館に宿泊】	4月5日(金) 旅館⇒学校	【旅館に宿泊】	4月8日(月) 旅館⇒学校	【旅館に宿泊】	4月9日(火) 旅館⇒学校	【入居開始】
4月1、2、3日は阿蘇にて研修													
4月4日(木) 熊本市内の実家⇒学校	【旅館に宿泊】												
4月5日(金) 旅館⇒学校	【旅館に宿泊】												
4月8日(月) 旅館⇒学校	【旅館に宿泊】												
4月9日(火) 旅館⇒学校	【入居開始】												
添付書類	特になし。												
感想	初めてのことばかりで戸惑いましたが、他校の先生方に質問させていただき、大変ありがとうございました。また、いろいろ調べていく過程で、知識があいまいだった点が少し理解できた気がします。勉強になりました。												

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等